

(別添1)

### 事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 保育所  
 事業所名（施設名） 佐久市立中込第一保育園  
 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>○実施母体の佐久市の保育理念「子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図り、生きる力の基礎を培います。」～「養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を援助します。」～が文書化されていました。また、園の理念として「(1)一人ひとりの子どもの育ちを支えます。(2)保護者の子育てを支援します。(3)地域と連携を持って子育てを支援します。」が明示されています。理念に基づいた園の基本方針は、「①子どもが安心して生きている環境を整え成長を促します。②保護者の気持ちを受け止め、共に子育てをします。③地域の子育て家庭にとって安心して居心地のよい場所になるような保育園を目指します。」が入園案内に明示されており、園内にも掲示されていました。さらに佐久市の保育目標及び園の保育目標も各クラス室内に掲示がされており、職員、園児、保護者等への周知が図られています。</p>

2 経営 状況 の 把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況の的確に把握・分析されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>○佐久市子育て支援課が、保育事業の全体の動向、地域の各種福祉計画策定や動向及び保育ニーズの把握・分析等経営状況の的確な把握・分析データが記載されている資料を、園長の説明で確認しました。</p> <p>○佐久市の子育て支援や教育の中・長期計画の資料において、保育のニーズに関するデータやコスト、利用率、課題等がデータとして明示されています。</p> <p>○管理者は、毎月行われる「園長会」で情報を共有し、職員にも伝達研修をしていることを、自己評価結果やインタビュー等で確認しました。</p>
		② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもつき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li>□ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li>□ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>	<p>○管理者及び主任保育士は、毎月1回開催されている「園長会」や「主任保育士会」で市の担当者から経営の課題や組織体制等に関する情報提供もあり、周知把握できる仕組みがありました。情報等の会議内容については、随時、職員に伝達して周知が図られています。</p> <p>○運営経営課題の把握や周知については、特に一般職員の自己評価結果においては、[できていない]「わからない」のコメントが多数ありました。これからの周知共有のためのさらなる取り組みを期待します。</p>
3 事業 計画 の 策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</li> <li>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</li> <li>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</li> <li>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</li> </ul>	<p>○中・長期計画は、平成18年に佐久市が市町村合併を機に「子育て支援都市」を宣言し、「子どもを安心して生み、育てることができる環境作り」を市の重要施策として位置づけ、「次世代育成支援対策佐久市行動計画」が策定されます。</p> <p>○平成27年からは、5か年中・長期計画として「子ども・子育て支援法に基づく「佐久市子ども・子育て支援事業計画」が策定されて、市の子育て支援課により、「全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現」に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>○当園では、定期的な研修会で、中・長期計画を周知共有する仕組みがあります。</p>

		② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<input type="checkbox"/> 20 <input checked="" type="checkbox"/> 21 <input checked="" type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○単年度の事業計画は、中込第一保育園の「30年度入園のしおり」や「園だより」に示されており、保護者にも丁寧な説明がされておりず。 ○事業計画は、行事計画的な内容が主になっておりますので、中・長期計画を反映した数値目標や収支計画、成果等も評価できる、具体的な計画内容を図ることを期待します。
(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 24 <input checked="" type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input checked="" type="checkbox"/> 28	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見を反映した策定の仕組みがあり、職員への計画書の配布や会議、研修会等で周知共有を図っています。 ○計画の実施状況について、評価・見直しの時期を定め、関係職員や保護者の意見等も取り入れるような手順や仕組みを組織として定め、実施できるように期待します。	
	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 29 <input checked="" type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○事業計画は、年度当初に保護者会で説明し、特に行事計画については、園内での掲示や「園だより」等により、周知が図っています。 ○行事計画は、週案等の「園だより」等により、丁寧に保護者等への周知を図っており、同様に事業計画の内容についても、わかりやすいように簡潔にまとめる等の工夫をされて、さらに周知を図ることをお願いします。	

組 4 福 祉 ・ サ ー ビ ス の 取 組 の 向 上 へ の	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 34 保育の内容について組織的に評価 (C: Check) を行う体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。 <input type="checkbox"/> 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	<p>○保育の質の向上に向けては、職員会議や研修会で定期的に議題として検討がされていることを、会議録で確認しました。</p> <p>○PDCAサイクルにもとづく、組織的な評価の仕組みがあります。</p> <p>○職員の自己評価は、目標管理制度により、年1回以上実施しています。</p> <p>○第三者評価は、今回が初回の受審になります。これからも継続して受審することを期待します。</p>
		② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 38 職員間で課題の共有化が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input type="checkbox"/> 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	<p>○人事考課制度や目標管理制度における職員の自己評価については、定期的実施され、分析や課題について文書化されています。</p> <p>○保育の質の向上への取り組みは、特に保育現場においては、保育士個々の意識的な取り組みは、インタビュー等においても十分に認められます。</p> <p>○第三者評価の継続受審と結果を活用しながら、さらなる保育の質の向上に向けての取り組みを期待します。</p>
II 組 織 の 運 営 管 理	ブ 1 管 理 者 の 責 任 と リー ダ ー シ ッ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	<p>○管理者は、園をリードする立場としての役割や責任について、会議や研修等で職務分掌資料等により、職員に対して説明・表明を定期的に行い、周知共有を図っていることをインタビューや記録等で確認できました。</p> <p>○公立保育園での園長の権限範囲の中で、特に不在時の権限委任等も実際に現在行っている役割分掌（組織図）を職員も保護者も周知共有しています。</p>

	<p>② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 46</li> <li>■ 47</li> <li>■ 48</li> <li>■ 49</li> </ul>	<p>施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>○社会福祉関係法令、保育指針、理念及び基本方針や諸規程等については、管理者や主任保育士は、コンプライアンスの意識が高いことがインタビューで確認できました。</p> <p>○園長は、現場経験も長く、遵守すべき法令については、見識も高いことをインタビューで確認しました。</p> <p>○遵守法令については、職員会等で定期的に園長から話しをしていて、職員インタビューでも法令遵守についての周知共有がありました。</p>
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	<p>① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 50</li> <li>■ 51</li> <li>■ 52</li> <li>■ 53</li> <li>■ 54</li> </ul>	<p>施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>○園長は、保育の質の向上に関わる課題を理解・分析して、課題の改善に向けた取り組みについても、積極的に職員に働きかける等のリーダーシップを発揮されていることを、職員インタビューや会議資料で確認しました。</p> <p>○職員の休憩時間は、園長室で過ごしていて、日常的に園長と話し合う機会もあり、日々の保育についての出来事や困りごととも相談できる仕組みになっていました。</p>
	<p>② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 55</li> <li>■ 56</li> <li>■ 57</li> <li>■ 58</li> </ul>	<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>○園長は、市の子育て支援課と連携しながら、運営経営資源を有効に活用して、理念・基本方針を具現化した質の高い保育サービス、そのための人員配置や働きやすい職場作りに努めています。</p> <p>○園長は、主任保育士と連携しながら、職員会や研修会で業務の課題や改善の提案を行い、職員の意見も反映しながら、先頭立って改善のための取り組みを行っていることを、会議資料やインタビューで確認できました。</p>

・ 2 育 福 成 祉 人 材 の 確 保	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</li> <li>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</li> <li>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</li> <li>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</li> </ul>	<p>○職員採用や人事管理については、市の子育て支援課において、一括的に管理されていて、理念や基本方針、事業計画を実現するために必要な人材や人員体制を、基準に基づいて計画的に行っています。</p> <p>○園長は、保育主任や職員と話し合いながら、必要に応じて、人材の補充確保を市の担当者に申し入れ、現在は必要な人材が確保されています。</p>
		② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</li> <li>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</li> <li>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</li> <li>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</li> <li>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</li> <li>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</li> </ul>	<p>○市の人事管理に関する規程に基づいて、担当部署により総合的な人事管理が行われていました。</p> <p>○「期待する職員像」については、職員自己評価で「わからない」との答えが多数ありました。「期待する職員像」の明示や就業規程等の勉強会等で、さらに全ての現場職員に周知できるような取り組みを期待します。</p>

	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 69</li> <li>■ 70</li> <li>■ 71</li> <li>■ 72</li> <li>■ 73</li> <li>■ 74</li> <li>■ 75</li> <li>■ 76</li> </ul>	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○市の担当部署と連携しながら職員の就業状況の把握、配慮等の労務管理が実施されました。</p> <p>○目標管理による全職員の個別面談が年2回あり、職員の心身の健康と安全の確保、ワークライフバランスに配慮した職場環境作り等の「働きやすい職場」の構築に向けた取り組みがありました。</p> <p>○主任保育士と園長は、職員の休憩時間を一緒に過ごすことで、日常的に職員個々の相談に対応しています。</p>
	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 77</li> <li>■ 78</li> <li>■ 79</li> <li>■ 80</li> <li>■ 81</li> </ul>	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>○目標管理制度により職員一人ひとりの目標が設定され、個別面接により実現可能な目標設定が行われ、目標管理シート等も書類で確認しました。</p> <p>○目標管理制度は、理念・基本方針を達成するための全体目標やチーム、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。</p>

		<p>② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b)</p>	<p><input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input checked="" type="checkbox"/> 84 <input checked="" type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86</p>	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>○保育の質の向上のための目標と目標達成に向けた職員研修計画が策定され、実施されていました。</p> <p>○管理者、幹部職員は「期待する職員像」や専門職としての知識・技術等についても十分に理解し、一般職員も周知している方が多く認められました。具体的な明文化をお願いします。</p>
		<p>③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 87 <input checked="" type="checkbox"/> 88 <input checked="" type="checkbox"/> 89 <input checked="" type="checkbox"/> 90 <input checked="" type="checkbox"/> 91</p>	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○職員一人ひとりの教育研修計画に基づいて適切に実施されていました。</p> <p>○外部研修の情報提供や新任職員研修、階層別研修、テーマ別研修等の研修体系が確立していました。</p>

	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input checked="" type="checkbox"/> 94 <input checked="" type="checkbox"/> 95 <input checked="" type="checkbox"/> 96	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 指導者に対する研修を実施している。 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○保育専門学校の実習生受け入れは、実習プログラムにより、毎年度数名の受け入れ実績がありました。主任保育士が実習指導者を担い、実習校との事前打ち合わせやオリエンテーション等も適切に実施していました。 ○保育の専門職、人材の育成、研修は事業所の責務でもあります。将来の人材確保のためにも、実習及び研修の受け入れについての園としての基本姿勢、マニュアル等の整備をお願いします。
3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input checked="" type="checkbox"/> 100 <input checked="" type="checkbox"/> 101	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○佐久市のホームページに中込第一保育園の情報が適切に公表され、運営の透明性への取り組みがありました。 ○第三者評価の今回の受審により、評価結果や保護者の要望・意見についても公表する方向で進めたいとの管理者からの話がありました。 ○今後も自己評価票や第三者評価の継続的な取り組みを期待します。

		② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 102</li> <li>■ 103</li> <li>■ 104</li> <li>■ 105</li> <li>□ 106</li> <li>□ 107</li> </ul>	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○市の子育て支援課により、公正かつ透明性の高い経営・運営のための基本的な考え方や財務についての情報が資料等により、適切に実施されていることを確認しました。  ○保育園においても関係する情報の共有周知を図るための取り組みをさらに進めることを期待します。  ○佐久市の内部監査は確認できましたが、外部監査は確認できませんでした。
4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108</li> <li>■ 109</li> <li>■ 110</li> <li>■ 111</li> <li>■ 112</li> </ul>	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○歴史のある保育園ということもあり、地域との関係は、行事報告資料で良好な関係が築かれていることを確認しました。 ○日常的な交流や園行事、地域行事等への参加交流も園の行事として定着していることを確認しました。 ○近くの高齢者介護施設（特別養護老人ホーム）に毎月園児が訪問して、交流会を行っていました。 ○「園の案内」に地域との関わり等に関する基本的考え方が明文化されていて、地域の特に公園等の資源や保育に関する情報も示されておりました。

		<p>② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 117 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>○ボランティアの受け入れについては、防犯訓練に近隣住民が不審者役として協力していただいたり、防災訓練にも近隣住民が参加協力をしていただけていました。</p> <p>○中学生の職場体験や高校生のインターンシップを積極的に受け入れていました。</p>
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		<p>① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>	<p>○保育所としての必要な社会資源については、関係機関や団体、児童館、子育て支援センター等の情報をリスト化掲示して、職員の周知を図っていました。</p> <p>○佐久市の公立保育所の施設長会や主任保育士会が随時開催されて、資源についての市からの情報や各保育所の情報が共有できるようになっていました。</p>

	<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p>① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>b)</p>	<p>■</p>	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p>	<p>○保育園の設備は老朽化していて、交流スペースも少ない中でも、地域の保護者や未就園児交流を定期的に行っていました。</p>
				<p>□</p>	<p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p>	<p>○地域との関わりを進展させる方法として、保育園の専門的機能を地域に提供することが効果的といわれています。遊戯室等を活用して、交流会や講習・研修会等を開催し、さらに保育所の専門機能を地域に還元する取り組みを期待します。</p>
				<p>■</p>	<p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p>	
				<p>■</p>	<p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p>	<p>○当園は、川沿いで危険であるということから、避難場所としての指定を外されたということです。</p>
				<p>■</p>	<p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	
		<p>② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b)</p>	<p>■</p>	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>	<p>○当園は、定期的に民生委員・児童委員との懇談会を開催し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。</p>
				<p>■</p>	<p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p>	<p>○福祉事業者（保育園）は、地域社会における福祉向上の役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズ（特に保育ニーズ）を把握し、これに基づく保育園独自の公益的・活動を行う機能も求められています。実施母体である市の担当部署と連携して、地域の関係団体と協同しながら、保育ニーズを把握して、課題の改善についての具体的な計画を策定して実施していくことが求められます。今後さらに公益的・活動を進めていただくように期待します。</p>
				<p>■</p>	<p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	
				<p>■</p>	<p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p>	
				<p>□</p>	<p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p>	
				<p>■</p>	<p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	

<p>Ⅲ適切な福祉サービスの実施</p>	<p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>○理念・基本方針、保育方針に園児を尊重する基本姿勢が明示されていて、保育園の組織しての周知共有が図られていました。</p> <p>○子どもの性差や人権等については、適切な対応がありました</p> <p>○定期的に子どもの権利擁護等の身体拘束、虐待防止に関する研修会を保護者も含めて合同で実施していました。</p>
----------------------	-----------------------	--------------------------------	---	-----------	--	---

		<p>② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>b)</p>	<p>■ 143</p>	<p>子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p>	<p>○理念や基本方針及び保育目標に基づいて、園児の権利擁護及び保護者のプライバシー保護への配慮等が規程マニュアルに明文化され、職員への周知も図られていました。</p> <p>○保護者に対しては、「園だより」で子どもの権利等の情報を提供し、SMSの利用等についても周知を図る取組がありました。</p> <p>○規程・マニュアルは整備されていますが、定期的な職員研修や見直し等により、不適切な事例と評価分析等の対応についても整備されることを望みます。</p>
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		<p>① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a)</p>	<p>■ 144</p>	<p>子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>■ 145</p> <p>子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>■ 146</p> <p>一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>■ 147</p> <p>子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>□ 148</p> <p>規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>□ 149</p> <p>不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>○保育園の利用に関する情報や資料は、市の子育て支援課窓口や関係団体、各保育園、児童館等の公共施設に置いて、誰もが入手されるようになっていました。また、保育園の見学受け入れ等を随時行い、園のパンフレットにより説明案内をしていました。</p> <p>○園独自のパンフレットあり。カラー写真付きでわかりやすい工夫に努めています。</p>
				<p>■ 150</p>	<p>理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>■ 151</p> <p>保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>■ 152</p> <p>保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>■ 153</p> <p>見学等の希望に対応している。</p> <p>■ 154</p> <p>利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	

	<p>② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>○保育園の利用開始時及び退園等の変更時には、園児・保護者に適切な情報を提供していました。</p> <p>○変更後の生活に関する事項や留意事項等についても丁寧に説明する仕組みがありました。</p> <p>○急な変更については、掲示やオクレンジャー等で対応し、保護者にも周知できる仕組みがありました。</p>
	<p>③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>○保育園の変更等の際の引き継ぎ書が整備されて、市の子育て支援課の家庭相談員と連携して適切に対応する仕組みがありました。</p> <p>○変更後の保育園や卒園後の保護者及び学校等との連携や相談についても家庭相談員が窓口になることが文書化されて、適切に行われていました。</p>
<p>(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	<p>① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b)</p>	<p>■</p>	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>○アンケートによる定期的な園児（保護者）の満足度調査は行っていませんが、家庭訪問や個別懇談会、クラス懇談会等で保護者の意向や満足度に関する話を話し合う機会を設けていました。</p> <p>○保育の質を高めるためには、組織として定められた仕組みに基づいて、満足度調査を継続して行い、その結果を活用して改善の取り組みを組織として行うことが有効といわれています。保護者等から随時出される意見や要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善策にはならないといわれています。個々のアンケートや個別聴き取り調査等年1回以上の満足度調査を行い、改善課題の発見や改善課題への対応策、評価・見直しを組織として行うことを期待します。</p>

	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>○苦情解決の仕組みやマニュアル等は適切に整備されていました。保護者等からの意見、要望は記録として整備されマニュアルに基づいて適切に対応されていました。市に寄せられる苦情についても、各保育園で周知する仕組みがありました。</p> <p>○苦情解決状況の公表は「園だより」等により公表していました。</p> <p>○苦情や意見、要望は、紙ベースでの事例はほとんどないようですが、送迎時の訴えや連絡帳での意見、要望については、主任保育士や園長に報告がされ、適切に丁寧に対応されていました。</p>
		② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>□ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>○保護者の相談については、空き部屋を利用する等の工夫配慮はありました。</p> <p>○園児（保護者）本位の保育サービスにおいて、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に気軽にできる環境体制が整備されていることが必要になります。方法や相談したい相手の選択等に関する文書化と周知のための保護者への説明及び掲示と相談室の明示もお願いします。</p>
		③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</li> <li>■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</li> <li>■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</li> <li>■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</li> <li>■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</li> <li>■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>○保護者の相談や意見は、記録が整備され、職員が共有できるようになっていました。特に連絡帳には、詳細に記載され、担当保育者の丁寧なコメントもありました。</p>

	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</li> <li>■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</li> <li>■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</li> <li>■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</li> <li>■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</li> <li>■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</li> </ul>	<p>○リスクマネジメント体制は、事故発生時対応マニュアル、感染症対応マニュアル、アレルギー対応マニュアル等が整備されています。</p> <p>○特に事故受害マニュアルは各クラスにも掲示され、周知のための取り組みが行われています。</p> <p>○園児の安心と安全を確保することは、保育の質に大きく関わり、組織の危機管理（存続）にも重大な影響が生じます。マニュアルの整備や日常的なリスク事例の収集と分析及び対策等の組織としての体制が整備されていることを資料で確認しました。</p>
		② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>	<p>○感染症の予防・対応については、管理者や主任保育士が責任を担い、マニュアルに基づいて、職員研修会を行い周知徹底を図っています。</p> <p>○感染症対策については、「入園のしおり」や園だよりにも基本マニュアルが明示され、保護者にも周知できるようになっていました。</p> <p>○地域の感染症情報は、市の子育て支援課からも情報が即時に入り、予防対策に万全を期していました。</p> <p>○特に感染症の時期には、保護者は子どもの体調について、連絡帳等で詳しく報告して、当園でも適切に対応しています。</p>

		<p>③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>○災害時の園児の安全確保については、オクレンジャー（緊急連絡網、安否確認システム）による対応体制が整備されていました。</p> <p>○防災計画は、市の防災基本計画に基づいて、毎月防災訓練を実施し、地元消防署の立ち合い指導も受けて計画どおりに実施されていました。</p> <p>○防犯訓練は、地域住民が不審者として協力をしていただき、年2回実施していました。</p>
<p>2 福祉サービスの質の確保</p>	<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>b)</p>	<p>□</p>	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>○保育における標準的な実施方法は、「入園のしおり」に示されており、職員の周知共有を図っています。</p> <p>○保育についての標準的な実施方法は、職員個々の園児・保護者への関わり方には差異がでてきてしまうために、差異をできるだけなくし、一定の水準、内容を求めるものです。保護者アンケート、職員のインタビューにおいても、職員によって対応や関わり方が違うとのコメントが寄せられていましたので、具体的な標準的な実施方法の文書化と不適切な関わり方の事例についての対応方法等のマニュアルの整備をお願いします。</p>

		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</li> <li>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>□ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<p>○標準的な保育サービスの実施方法は、画一的な保育サービスのマニュアル化を求めるものではなく、専門職としての常識的適切な対応を求める内容にもなります。ベテラン職員や新任職員の違いではなく、やってはいけないこと、やらなければいけないこと等の明示も必要になります。従って、検証や見直しも含めた組織としての体制仕組みの確立が必要です。よろしくをお願いします。</p>
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>○指導計画は主任保育士が中核として、担当保育士と話し合い、保育課程に基づき、所定アセスメント様式により、適切に実施されていました。</p> <p>○アセスメントについては、市の主任保育士会でも度々検討されて、評価や見直しも行われていることを資料で確認しました。</p> <p>○アセスメント手法は、保護者のニーズや担当保育士の思いが具体的に反映される様式になっています。</p> <p>○個別指導計画の策定にあたっては、全職員の合議で決定する仕組みがあり、同様に振り返りや評価も適切に実施しています。</p> <p>○障がい児等保育困難なケースについては、市の保健師や関係者で会議を行いながら、役割分担の中で適切に対応する仕組みがあります。</p>	

		<p>② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220</li> <li>■ 221</li> <li>■ 222</li> <li>■ 223</li> <li>■ 224</li> </ul>	<p>指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>○保育計画の見直し評価については、主任保育士が中心になり、定期的な会議で検討されて、引継ぎや申し送り等や次の計画にも反映させる仕組みがありました。</p> <p>○保育計画の見直しには、園長、関係保育士や保護者が参加し、結果については、ミーティングや資料により全職員に閲覧できる仕組みになっています。</p>
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	<p>① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225</li> <li>■ 226</li> <li>■ 227</li> <li>■ 228</li> <li>■ 229</li> </ul>	<p>子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>○指導計画や記録様式は、市の公立保育所で統一した書式が適切に整備されています。</p> <p>○保育の実施記録は、園児の発達状況や活動の状況等生活の様子が具体的に記録されていました。</p> <p>○個別の保育記録は、毎日、主任保育士や園長が検印する仕組みがあり、また、全職員が閲覧して、保育の情報を共有しています。</p>	
	<p>② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230</li> <li>■ 231</li> <li>■ 232</li> <li>■ 233</li> <li>■ 234</li> <li>■ 235</li> </ul>	<p>個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>○個人情報の取扱いについては、保護者からの様々な意見要望もあり、園便りの内容等についても苦慮していることもあるようですが、個人情報保護規定に基づいて、適切に対応していることが規程やインタビューで確認できました。</p> <p>○記録の管理は、主任保育士と園長が責任を担い、園長室で適切に保管管理していました。</p>	